

東京海洋大学海洋生命科学部における放送大学との単位互換協定による履修に関する取扱要領

平成16年4月1日
海洋大規第137-2号
改正 平成29年2月20日 海洋大規第 60号

- 第1 この要領は、東京海洋大学学則第34条の規定に基づき、放送大学との単位互換協定による授業科目の履修に関し、必要な事項を定めるものとする。なお、当分の間、放送大学学生が東京海洋大学（以下「本学」という。）において授業科目を履修することは認めないものとする。
- 第2 単位互換協定の実施に当たっては、放送大学との協議に基づき、協定書及びその覚書を締結するものとする。
- 第3 放送大学が受入れる学生数は各学期50人程度とする。
- 第4 放送大学で開講される授業科目のうち、本学海洋生命科学部学生（以下「学部生」という。）が履修する授業科目は、次のとおりとする。
・外国語科目のうち、「韓国語」に関する科目
- 第5 学部生が放送大学の授業科目を修得できる単位数は30単位以内とする。
- 第6 放送大学への出願は、放送大学が定める手続き、様式に従って行うこととし、本学が取りまとめて提出するものとする。
- 第7 放送大学から受入れ予定学生として決定された者の授業料は、当該学生が負担するものとする。
- 第8 放送大学が受入れる学部生は、放送大学の「特別聴講学生」として取り扱われるものとする。
- 第9 放送大学で履修した授業科目の成績の評価及び単位の授与については、放送大学の定めるところによるものとする。
- 第10 放送大学で修得した単位は、本学で修得した単位として認定し、成績の評価は次のとおり読み替えるものとする。なお、修得した単位は、外国語系の科目として8単位まで卒業に必要な単位として認めるものとする。

区分	放送大学	本学
合格	Ⓐ（100～90点）	A+（100点）

	A (89～80点)	A (89点)
	B (79～70点)	B (79点)
	C (69～60点)	C (69点)
不合格	D (59～50点)	F (59点)
	E (49～ 0点)	F (49点)
	未 (試験未受験)	試験欠席
	否 (通信指導解答未提出等)	出席不足

第11 不合格となった授業科目の通信指導解答の再提出及び再試験は次の学期に実施されることから、当該再試験により修得した単位は、再試験が実施された学期に修得したものとす。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年海洋大規第60号)

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在学する学生及び平成29年4月1日以降に海洋科学部に編入学または再入学する学生にあつては、なお従前の例による。